

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年5月2日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名

信貴 良太



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等			
1 政務活動費	3,195,000	@270000円	×	3ヶ月	= 810,000 円
		@265000円	×	9ヶ月	= 2,385,000 円
2 その他	25,912	自己資金			
収 入 合 計	3,220,912				

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	23,232	23,232	
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	46,948	46,948	
広 報 ・ 広 聴 費	864,460	838,548	
人 件 費	1,302,900	1,302,900	
事 務 ・ 事 務 所 費	983,372	983,372	
支 出 合 計	3,220,912	3,195,000	

様式第14号（第7条関係）

令和3年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
事務所・駐車場賃借	R 3. 4～ R 4. 3	主に政務の調査研究や陳情等を受ける事務所と、それに伴う駐車場として賃借した。
人件費	R 3. 4～ R 4. 3	主に来客や電話等の対応、また政務に関する資料の作成等の業務を行う事務要員として雇用した。
新聞購買料	R 3. 4～ R 4. 3	社会情勢等の情報を得るために購買した。
チラシの印刷及び配布	R 3. 5	主に市政情報や議会活動を市民に報告するために、チラシを配布した。
チラシの印刷及び配布	R 4. 3	主に市政情報や議会活動を市民に報告するために、チラシを配布した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R3.4.6	4-1		¥1,232	-1,232	コピー機使用料(令和3年2月分)	⑨	
R3.4.9		¥810,000		808,768	政務活動費受入(4~6月分)		
R3.4.9	4-2		¥118,400	690,368	人件費 ██████████ 令和3年3月分)	⑧	
R3.4.13	4-3		¥7,801	682,567	電気代(令和3年3月1日~31日)	⑨	
R3.4.13	4-4		¥4,224	678,343	ゴミ処分費(3月分)	⑨	
R3.4.13	4-5		¥560	677,783	輪ゴム 5箱	⑨	
R3.4.26	4-6		¥6,569	671,214	電話・FAX・ネット使用料(令和3年2月分)	⑨	
R3.4.27	4-7		¥1,936	669,278	住宅地図利用代(令和3年3月分)	③	
R3.4.30	4-8		¥56,000	613,278	事務所・駐車場賃借料(令和3年5月分)	⑨	
月計		810,000	196,722				
累計		810,000	196,722	613,278			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				613,278			
R3.5.6	5-1		¥1,232	612,046	コピー機使用料(令和3年3月分)	⑨	
R3.5.10	5-2		¥4,037	608,009	産経新聞購読料(令和3年4月分)	⑥	
R3.5.10	5-3		¥127,500	480,509	人件費 ████████ (令和3年4月分)	⑧	
R3.5.10	5-4		¥2,390	478,119	水道代(令和3年2月6日~4月8日)	⑨	
R3.5.11	5-5		¥176	477,943	スティックのり 2点	⑨	
R3.5.11	5-6		¥880	477,063	筆ペン	⑨	
R3.5.18	5-7		¥9,292	467,771	電気代(令和3年4月1日~30日)	⑨	
R3.5.18	5-8		¥4,224	463,547	ゴミ処分費(4月分)	⑨	
R3.5.25	5-9		¥164,412	299,135	チラシメール便代	⑦	
R3.5.25	5-10		¥6,569	292,566	電話・FAX・ネット使用料(令和3年3月分)	⑨	
R3.5.25	5-11		¥123,200	169,366	市政報告印刷代	⑦	
R3.5.25	5-12		¥78,624	90,742	チラシポスティング代	⑦	
R3.5.27	5-13		¥1,936	88,806	住宅地図利用代(令和3年4月分)	③	
R3.5.31	5-14		¥56,000	32,806	事務所・駐車場賃借料(令和3年6月分)	⑨	
月計		0	580,472				
累計		810,000	777,194	32,806			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				32,806			
R3.6.1	6-1		¥4,037	28,769	産経新聞購読料(令和3年5月分)	⑥	
R3.6.7	6-2		¥33,840	-5,071	コピー機使用料(令和3年4月分)	⑨	
R3.6.10	6-3		¥84,600	-89,671	人件費 ██████████ (令和3年5月分)	⑧	
R3.6.11	6-4		¥4,263	-93,934	電気代(令和3年5月1日~31日)	⑨	
R3.6.18	6-5		¥24,200	-118,134	名刺印刷代	⑦	
R3.6.25	6-6		¥6,600	-124,734	電話・FAX・ネット使用料(令和3年4月分)	⑨	
R3.6.28	6-7		¥1,936	-126,670	住宅地図利用代(令和3年5月分)	③	
R3.6.28	6-8		¥78,624	-205,294	チラシポスティング代	⑦	
R3.6.29	6-9		¥56,000	-261,294	事務所・駐車場賃借料(令和3年7月分)	⑨	
R3.6.29	6-10		¥4,037	-265,331	産経新聞購読料(令和3年6月分)	⑥	
R3.6.30	6-11		¥4,224	-269,555	ゴミ処分費(5月分)	⑨	
月計		0	302,361				
累計		810,000	1,079,555	-269,555			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 借貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				-289,555			
R3.7.5	7-1		¥12,144	-281,699	コピー機リース代	⑨	
R3.7.6	7-2		¥6,007	-287,706	コピー機使用料(令和3年5月分)	⑨	
R3.7.9	7-3		¥101,600	-389,306	人件費 ██████████ 令和3年6月分)	⑧	
R3.7.9		¥795,000		405,694	政務活動費受入(7~9月分)		
R3.7.12	7-4		¥2,467	403,227	水道代(令和3年4月9日~6月9日)	⑨	
R3.7.13	7-5		¥5,485	397,742	電気代(令和3年6月1日~30日)	⑨	
R3.7.26	7-6		¥6,541	391,201	電話・FAX・ネット使用料(令和3年5月分)	⑨	
R3.7.28	7-7		¥4,037	387,164	産経新聞購読料(令和3年7月分)	⑥	
R3.7.28	7-8		¥4,224	382,940	ゴミ処分費(6月分)	⑨	
R3.7.30	7-9		¥56,000	326,940	事務所・駐車場賃借料(令和3年8月分)	⑨	
月計		795,000	198,505				
累計		1,605,000	1,278,060	326,940			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				326,940			
R3.8.5	8-1		¥1,936	325,004	住宅地図利用代(令和3年6月分)	③	
R3.8.6	8-2		¥1,232	323,772	コピー機使用料(令和3年6月分)	⑨	
R3.8.10	8-3		¥98,800	224,972	人件費() 令和3年7月分)	⑧	
R3.8.13	8-4		¥7,077	217,895	電気代(令和3年7月1日～8月1日)	⑨	
R3.8.16	8-5		¥200	217,695	ゴミ袋(45L×30枚)	⑨	
R3.8.24	8-6		¥4,224	213,471	ゴミ処分費(7月分)	⑨	
R3.8.25	8-7		¥6,499	206,972	電話・FAX・ネット使用料(令和3年6月分)	⑨	
R3.8.27	8-8		¥1,936	205,036	住宅地図利用代(令和3年7月分)	③	
R3.8.27	8-9		¥56,000	149,036	事務所・駐車場賃借料(令和3年9月分)	⑨	
月計		0	177,904				
累計		1,605,000	1,455,964	149,036			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				149,036			
R3.9.6	9-1		¥3,511	145,525	コピー機使用料(令和3年7月分)	⑨	
R3.9.10	9-2		¥106,000	39,525	人件費 ██████████ 令和3年8月分)	⑧	
R3.9.10	9-3		¥4,400	35,125	産経新聞購読料(令和3年8月分)	⑥	
R3.9.10	9-4		¥2,390	32,735	水道代(令和3年6月10日～8月10日)	⑨	
R3.9.13	9-5		¥5,965	26,770	電気代(令和3年8月2日～8月31日)	⑨	
R3.9.17	9-6		¥4,224	22,546	ゴミ処分費(8月分)	⑨	
R3.9.27	9-7		¥1,936	20,610	住宅地図利用代(令和3年8月分)	③	
R3.9.27	9-8		¥6,483	14,127	電話・FAX・ネット使用料(令和3年7月分)	⑨	
R3.9.29	9-9		¥56,000	-41,873	事務所・駐車場賃借料(令和3年10月分)	⑨	
月計		0	190,909				
累計		1,805,000	1,646,873	-41,873			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				-41,873			
R3.10.1	10-1		¥88	-41,961	付箋紙 1点	⑨	
R3.10.6	10-2		¥1,232	-43,193	コピー機使用料	⑨	
R3.10.8	10-3		¥98,400	-141,593	人件費 ██████████ (令和3年9月分)	⑧	
R3.10.8		¥795,000		653,407	政務活動費受入(10~12月)		
R3.10.12	10-4		¥4,400	649,007	産経新聞購読料(令和3年9月分)	⑥	
R3.10.13	10-5		¥4,807	644,200	電気代(令和3年9月1日~9月30日)	⑨	
R3.10.15	10-6		¥4,224	639,976	ゴミ処分費(9月分)	⑨	
R3.10.25	10-7		¥6,512	633,464	電話・FAX・ネット使用料(令和3年8月分)	⑨	
R3.10.27	10-8		¥1,936	631,528	住宅地画利用代(令和3年9月分)	③	
R3.10.27	10-9		¥4,400	627,128	産経新聞購読料(令和3年10月分)	⑥	
月計		795,000	125,999				
累計		2,400,000	1,772,872	627,128			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				627,128			
R3.11.1	11-1		¥56,000	571,128	事務所・駐車場賃借料(令和3年11月分)	⑨	
R3.11.8	11-2		¥1,232	569,896	コピー機使用料	⑨	
R3.11.9	11-3		¥104,000	465,896	人件費 [REDACTED] 令和3年10月分)	⑧	
R3.11.10	11-4		¥36,600	429,296	人件費 [REDACTED] 令和3年10月分)	⑧	
R3.11.10	11-5		¥2,467	426,829	水道代(R3.8.11~R3.10.8)	⑨	
R3.11.12	11-6		¥5,720	421,109	電気代(令和3年10月1日~10月31日)	⑨	
R3.11.25	11-7		¥6,483	414,626	電話・FAX・ネット使用料(令和3年9月分)	⑨	
R3.11.26	11-8		¥4,224	410,402	ゴミ処分費(10月分)	⑨	
R3.11.26	11-9		¥56,000	354,402	事務所・駐車場賃借料(令和3年12月分)	⑨	
R3.11.29	11-10		¥1,936	352,466	住宅地団利用代(令和3年10月分)	③	
月計		0	274,662				
累計		2,400,000	2,047,534	352,466			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				352,466			
R3.12.6	12-1		¥8,088	344,378	コピー機使用料	⑨	
R3.12.9	12-2		¥18,800	325,578	人件費([REDACTED] 令和3年11月分)	⑨	
R3.12.10	12-3		¥97,800	227,778	人件費([REDACTED] 令和3年10月分)	⑨	
R3.12.10	12-4		¥4,400	223,378	産経新聞購読料(令和3年11月分)	⑥	
R3.12.13	12-5		¥5,577	217,801	電気代(令和3年11月1日～11月30日)	⑨	
R3.12.14	12-6		¥4,224	213,577	ゴミ処分費(11月分)	⑨	
R3.12.24	12-7		¥56,000	157,577	事務所・駐車場賃借料(令和4年1月分)	⑨	
R3.12.24	12-8		¥4,400	153,177	産経新聞購読料(令和3年12月分)	⑥	
R3.12.27	12-9		¥1,936	151,241	住宅地図利用代(令和3年11月分)	③	
R3.12.27	12-10		¥6,483	144,758	電話・FAX・ネット使用料(令和3年10月分)	⑨	
月計		0	207,708				
累計		2,400,000	2,255,242	144,758			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 借貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				144,758			
R4.1.6	1-1		¥2,117	142,641	コピー機使用料	⑨	
R4.1.6	1-2		¥16,400	126,241	人件費(██████████ 令和3年12月分)	⑧	
R4.1.7	1-3		¥80,100	46,141	人件費(██████████ 令和3年12月分)	⑧	
R4.1.7		¥795,000		841,141	政務活動費受入(1~3月)		
R4.1.11	1-4		¥2,390	838,751	水道代(R3.10.9~R3.12.9)	⑨	
R4.1.17	1-5		¥5,976	832,775	電気代(令和3年12月1日~令和4年1月31日)	⑨	
R4.1.25	1-6		¥6,821	825,954	電話・FAX・ネット使用料(令和3年11月分)	⑨	
R4.1.25	1-7		¥4,224	821,730	ゴミ処分費(12月分)	⑨	
R4.1.25	1-8		¥56,000	765,730	事務所・駐車(場)賃借料(令和4年2月分)	⑨	
R4.1.27	1-9		¥1,936	763,794	住宅地図利用代(令和3年12月分)	③	
月計		795,000	175,964				
累計		3,195,000	2,431,208	763,794			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				763,794			
R4.2.4	2-1		¥11,880	751,914	封筒作成、印刷代	⑦	
R4.2.7	2-2		¥1,232	750,682	コピー機使用料	⑨	
R4.2.8	2-3		¥75,000	675,682	人件費 ██████████ 令和4年1月分)	⑧	
R4.2.10	2-4		¥20,000	655,682	人件費 ██████████ 令和4年1月分)	⑧	
R4.2.14	2-5		¥8,910	646,772	電気代(令和4年1月4日~1月31日)	⑨	
R4.2.14	2-6		¥11,164	635,608	両面テープ、ガムテープ代	⑨	
R4.2.15	2-7		¥4,400	631,208	産経新聞購読料(令和4年1月分)	⑥	
R4.2.18	2-8		¥4,224	626,984	ゴミ処分費(1月分)	⑨	
R4.2.25	2-9		¥6,497	620,487	電話・FAX・ネット使用料(令和3年12月分)	⑨	
R4.2.28	2-10		1,936	618,551	住宅地図利用代(令和4年1月分)	③	
R4.2.28	2-11		56,000	562,551	事務所・駐車場賃借料(令和4年3月分)	⑨	
R4.2.28	2-12		4,400	558,151	産経新聞購読料(令和4年2月分)	⑥	
月計		0	205,643				
累計		3,195,000	2,636,849	558,151			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				558,151			
R4.3.7	3-1		¥1,515	556,636	コピー機使用料	⑨	
R4.3.8	3-2		¥90,500	466,136	人件費 ██████████ (令和4年2月分)	⑧	
R4.3.10	3-3		¥2,390	463,746	水道代 (R3.12.10～R4.2.7)	⑨	
R4.3.11	3-4		¥9,082	454,664	電気代 (令和4年2月1日～2月28日)	⑨	
R4.3.17	3-5		¥28,400	426,264	人件費 ██████████ (令和4年2月分)	⑧	
R4.3.25	3-6		¥6,496	419,768	電話・FAX・ネット使用料 (令和4年1月分)	⑨	
R4.3.28	3-7		¥1,936	417,832	住宅地図利用代 (令和4年2月分)	③	
R4.3.29	3-8		¥4,224	413,608	ゴミ処分費 (2月分)	⑨	
R4.3.29	3-9		¥56,000	357,608	事務所・駐車場賃借料 (令和4年4月分)	⑨	
R4.3.29	3-10		¥198,720	158,888	チラシポスティング代	⑦	
R4.3.30	3-11		¥184,800	-25,912	市政報告印刷代	⑦	
月計		0	584,063				
累計		3,195,000	3,220,912	-25,912			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年10月12日 ~ 令和4年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日7時間× 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 35 時間 (週勤務時間数) 35 時間 「※備考欄参照」	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	██████████	生 年 月 日
氏 名	██████████	██████年██月██日生
現 住 所	〒██████████ 大阪府堺市██████████	TEL ██████████
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和2年10月12日 から 令和4年3月31日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで (12時から13時の1時間)	
休 日	土・日・祝日	
給与(賃金)	時給：1000円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和2年 10月 12日		
雇用者	信貴良太	
被雇用者	██████████	

氏名: ██████████

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月	09:00	17:00	07:00		
2	火	09:00	17:00	07:00		
3	水	13:00	17:00	04:00		
4	木	13:00	17:00	04:00		
5	金	09:00	17:00	07:00		
6	土					
7	日					
8	月	09:00	20:00	08:00	02:00	
9	火	11:30	17:30	06:00		
10	水	13:00	19:00	06:00		
11	木	09:00	20:00	08:00	02:00	
12	金	09:00	20:00	08:00	02:00	
13	土					
14	日					
15	月	09:00	17:00	07:00		
16	火	09:00	17:00	07:00		
17	水	13:00	17:00	04:00		
18	木	13:00	17:00	04:00		
19	金	09:00	17:00	07:00		
20	土					
21	日					
22	月	09:00	17:00	07:00		
23	火					
24	水					
25	木	13:00	17:00	04:00		
26	金	09:00	17:00	07:00		
27	土					
28	日					
29	月	09:00	17:00	07:00		
30	火	09:00	17:00	07:00		
31	水	13:00	17:00	04:00		
合計				130:00	6:00	
出勤日数				21	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	13:00	17:00	04:00		
2	金	09:00	17:00	07:00		
3	土					
4	日					
5	月	09:00	17:00	07:00		
6	火	09:00	17:00	07:00		
7	水	13:00	17:00	04:00		
8	木	13:00	17:00	04:00		
9	金	09:00	17:00	07:00		
10	土					
11	日					
12	月	09:00	17:00	07:00		
13	火	09:00	00:00	08:00	06:00	22時以降、深夜割増
14	水	13:00	23:30	08:00	01:30	22時以降、深夜割増
15	木	13:00	17:15	04:15		
16	金	09:00	17:00	07:00		
17	土					
18	日					
19	月	09:00	17:00	07:00		
20	火	09:00	17:00	07:00		
21	水	13:00	18:00	05:00		
22	木	13:00	17:00	04:00		
23	金	09:00	18:00	08:00		
24	土					
25	日					
26	月	09:00	18:30	08:00	00:30	
27	火	09:00	20:00	08:00	02:00	
28	水	13:00	18:00	05:00		
29	木			00:00		
30	金	09:00	19:00	08:00	01:00	
31	土					
合計				134:15	11:00	
出勤日数				21	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木	13:00	17:00	04:00		
7	金	09:00	17:15	07:15		
8	土					
9	日					
10	月	09:00	17:00	07:00		
11	火	09:00	17:00	07:00		
12	水	13:00	17:00	04:00		
13	木	13:00	17:00	04:00		
14	金	09:00	17:00	07:00		
15	土					
16	日					
17	月	09:00	17:00	07:00		
18	火	09:00	17:00	07:00		
19	水	13:00	17:00	04:00		
20	木	13:00	17:00	04:00		
21	金	09:00	17:00	07:00		
22	土					
23	日					
24	月	09:00	17:00	07:00		
25	火	09:00	17:00	07:00		
26	水	13:00	17:00	04:00		
27	木	14:00	17:00	03:00		
28	金					
29	土					
30	日					
31	月	09:00	17:00	07:00		
合計				97:15	0:00	
出勤日数				17	日	



別紙 7-3

参考様式第5号

出 勤 簿 (2021 年 6 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:00	17:00	07:00		
2	水	13:00	17:00	04:00		
3	木	13:00	17:00	04:00		
4	金	09:00	17:00	07:00		
5	土					
6	日					
7	月	09:00	17:00	07:00		
8	火	09:00	17:00	07:00		
9	水	13:00	17:00	04:00		
10	木	13:00	17:00	04:00		
11	金	09:00	17:00	07:00		
12	土					
13	日					
14	月	09:00	17:00	07:00		
15	火	09:00	17:00	07:00		
16	水	13:00	17:00	04:00		
17	木	13:00	17:00	04:00		
18	金	09:00	17:00	07:00		
19	土					
20	日					
21	月					
22	火	09:00	17:00	07:00		
23	水	13:00	17:00	04:00		
24	木	13:00	17:00	04:00		
25	金	09:00	17:00	07:00		
26	土					
27	日					
28	月	14:00	17:15	03:15		
29	火	09:00	17:15	07:15		
30	水	13:00	17:00	04:00		
31						
合計				116:30	0:00	
出勤日数				21	日	



参考様式第5号

出勤簿 (2021 年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	13:00	17:00	04:00		
2	金	09:00	17:00	07:00		
3	土					
4	日					
5	月	09:00	17:00	07:00		
6	火	09:00	17:00	07:00		
7	水	13:00	17:00	04:00		
8	木	13:00	17:00	04:00		
9	金	09:00	17:00	07:00		
10	土					
11	日					
12	月	09:00	17:00	07:00		
13	火	09:00	14:00	05:00		
14	水	13:00	17:30	04:30		
15	木	13:00	17:00	04:00		
16	金	09:00	17:00	07:00		
17	土					
18	日					
19	月	09:00	17:00	07:00		
20	火	09:00	17:00	07:00		
21	水	13:00	17:00	04:00		
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	09:00	17:00	07:00		
27	火	11:00	17:00	06:00		
28	水	13:00	17:00	04:00		
29	木	13:00	17:00	04:00		
30	金	09:00	17:00	07:00		
31	土					
合計				113:30	0:00	
出勤日数				20	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:00	17:00	07:00		
3	火	09:00	17:00	07:00		
4	水	13:00	17:00	04:00		
5	木	13:00	17:00	04:00		
6	金	09:00	17:00	07:00		
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:00	17:00	07:00		
11	水	13:00	17:00	04:00		
12	木	14:00	17:00	03:00		
13	金	09:00	17:00	07:00		
14	土					
15	日					
16	月	09:00	17:00	07:00		
17	火	09:00	17:00	07:00		
18	水	13:00	17:00	04:00		
19	木	13:00	17:00	04:00		
20	金	09:00	17:00	07:00		
21	土					
22	日					
23	月	09:00	17:00	07:00		
24	火	09:00	17:00	07:00		
25	水	13:00	17:00	04:00		
26	木	13:00	17:00	04:00		
27	金	09:00	17:00	07:00		
28	土					
29	日					
30	月	09:00	17:00	07:00		
31	火	09:00	17:00	07:00		
合計				122:00	0:00	
出勤日数				21	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	13:00	17:00	04:00		
2	木	13:00	17:00	04:00		
3	金	09:00	17:00	07:00		
4	土					
5	日					
6	月	09:00	17:00	07:00		
7	火	09:00	17:00	07:00		
8	水	13:00	17:00	04:00		
9	木	13:00	17:00	04:00		
10	金	09:00	17:00	07:00		
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	07:00		
14	火	09:00	17:00	07:00		
15	水	13:00	17:00	04:00		
16	木	13:00	17:00	04:00		
17	金	09:00	17:00	07:00		
18	土					
19	日					
20	月					
21	火	11:00	17:00	06:00		
22	水	13:00	17:00	04:00		
23	木	13:00	17:00	04:00		
24	金	09:00	17:00	07:00		
25	土					
26	日					
27	月	09:00	17:00	07:00		
28	火	09:00	17:00	07:00		
29	水	13:00	18:00	05:00		
30	木					
31						
合計				113:00	0:00	
出勤日数				20	日	



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:00	22:00	08:00	04:00	
2	土					
3	日					
4	月	09:00	21:00	08:00	03:00	
5	火	08:00	21:00	08:00	04:00	
6	水					
7	木					
8	金	09:00	19:00	08:00	01:00	
9	土					
10	日					
11	月	09:00	19:00	08:00	01:00	
12	火	09:00	17:30	07:30		
13	水					
14	木					
15	金	09:00	17:00	07:00		
16	土					
17	日					
18	月	09:00	19:00	08:00	01:00	
19	火	09:00	17:00	07:00		
20	水	09:00	17:00	07:00		
21	木					
22	金	09:00	17:00	07:00		
23	土					
24	日					
25	月	09:00	17:00	07:00		
26	火	09:00	18:00	08:00		
27	水					
28	木					
29	金	09:00	17:00	07:00		
30	土					
31	日					
合計				105:30	14:00	
出勤日数				14	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:00	17:00	07:00		
2	火	09:00	19:00	08:00	01:00	
3	水					
4	木					
5	金	09:00	19:00	08:00	01:00	
6	土					
7	日					
8	月	09:00	17:15	07:15		
9	火	09:00	17:30	07:30		
10	水					
11	木	09:00	17:00	07:00		
12	金	09:00	17:30	07:30		
13	土					
14	日					
15	月	11:00	17:00	06:00		
16	火	09:00	17:00	07:00		
17	水	09:00	17:00	07:00		
18	木	12:00	17:00	05:00		
19	金	09:00	17:00	07:00		
20	土					
21	日					
22	月	09:00	17:00	07:00		
23	火					
24	水					
25	木					
26	金	09:00	17:30	07:30		
27	土					
28	日					
29	月	09:00	17:00	07:00		
30	火	11:00	17:00	06:00		
合計				111:45	2:00	
出勤日数				16	日	



氏名: ██████████

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水					
2	木					
3	金	09:30	17:00	06:30		
4	土					
5	日					
6	月					
7	火	12:00	15:00	03:00		
8	水					
9	木					
10	金	09:00	17:00	07:00		
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	07:00		
14	火	09:00	17:00	07:00		
15	水					
16	木					
17	金	09:00	17:00	07:00		
18	土					
19	日					
20	月	09:00	17:00	07:00		
21	火	09:00	17:00	07:00		
22	水	13:00	17:00	04:00		
23	木	14:00	17:00	03:00		
24	金	09:00	18:30	08:00	00:30	
25	土					
26	日					
27	月	09:00	17:00	07:00		
28	火	09:00	16:00	06:00		
29	水	08:00	21:00	08:00	04:00	
30	木					
31	金					
合計				87:30	4:30	
出勤日数				14	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火	09:00	17:00	07:00		
5	水					
6	木					
7	金	09:00	17:00	07:00		
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	09:00	17:00	07:00		
12	水	13:00	17:00	04:00		
13	木	13:00	17:00	04:00		
14	金	09:00	17:30	07:30		
15	土					
16	日					
17	月	09:00	17:00	07:00		
18	火	09:00	19:00	08:00	01:00	
19	水					
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月	11:00	17:00	06:00		
25	火	09:00	17:00	07:00		
26	水	13:00	17:00	04:00		
27	木	13:00	17:00	04:00		
28	金	11:00	17:00	06:00		
29	土					
30	日					
31	月	09:00	17:00	07:00		
合計				85:30	1:00	
出勤日数				14	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	18:00	08:00		
2	水	09:00	17:00	07:00		
3	木					
4	金	09:00	18:30	08:00	00:30	
5	土					
6	日					
7	月	09:00	17:00	07:00		
8	火	09:00	17:00	07:00		
9	水	09:00	17:00	07:00		
10	木					
11	金	09:00	17:00	07:00		
12	土					
13	日					
14	月	09:00	17:00	07:00		
15	火	09:00	17:00	07:00		
16	水					
17	木					
18	金	09:00	17:00	07:00		
19	土					
20	日					
21	月	09:00	17:00	07:00		
22	火	09:00	17:00	07:00		
23	水	10:00	17:00	06:00		
24	木					
25	金	11:00	17:00	06:00		
26	土					
27	日					
28	月	09:00	17:00	07:00		
合計				105:00	0:30	
出勤日数				15	日	



雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住所	〒[REDACTED] 和泉市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年10月1日 ~ 令和5年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日7時間× 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 35 時間 (週勤務時間数) 35 時間 「※備考欄参照」	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		










※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 生
現 住 所	 和泉市 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和3年10月1日 から 令和5年3月31日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 30 分から 午後 16 時 30 分まで (12時から13時の1時間)	
休 日	土・日・祝日	
給与(賃金)	時給：1000円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和3年 10月 1日		
	雇用者	信貴良太 
	被雇用者	 

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:30	16:30	06:00		
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水	09:30	16:30	06:00		
7	木	09:30	16:45	06:15		
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水	09:30	16:30	06:00		
14	木	09:30	16:30	06:00		
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水	09:30	16:30	06:00		
28	木	09:30	16:30	06:00		
29	金					
30	土					
31	日					
合計				42:15	0:00	
出勤日数				7	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木	09:30	16:30	06:00		
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水	09:30	15:30	05:00		
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					
18	木					
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水	09:30	16:30	06:00		
25	木	09:30	14:00	04:30		
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
合計				21:30	0:00	
出勤日数				4	日	



氏名: ██████████

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	10:30	16:30	05:00		
2	木	09:30	11:00	01:30		
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水	09:30	16:30	06:00		
9	木	09:30	16:30	06:00		
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月					
21	火					
22	水					
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水					
30	木					
31	金					
合計				18:30	0:00	
出勤日数				4	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水	09:30	16:30	06:00		
6	木	09:30	16:30	06:00		
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月					
18	火					
19	水	09:30	16:30	06:00		
20	木	09:30	14:30	05:00		
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					
26	水					
27	木					
28	金					
29	土					
30	日					
31	月					
合計				23:00	0:00	
出勤日数				4	日	

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火					
2	水					
3	木	09:30	16:30	06:00		
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水	09:30	16:30	06:00		
10	木	09:30	16:30	06:00		
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水	09:30	12:00	02:30		
17	木	09:30	16:30	06:00		
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水					
24	木	10:30	16:30	06:00		
25	金					
26	土					
27	日					
28	月					
合計				32:30	0:00	
出勤日数				6	日	



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

信貴 良太

管理責任者 (議員名)	信貴 良太		
事務所名	しぎ 良太事務所		
所在地	〒590-0155 堺市南区野々井872-1 TEL 072 (284) 2000		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX ）		
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等（関係団体）	
延べ面積	約 33.00 m ²	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 56,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 33.00 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> その他（インターネット・コピーリース・事務用品など）・・・80%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円) 【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていなことを条件とする。		
備考	駐車場賃借料は家賃に含む その他の活動が全くなしとも言い切れないため按分率は80%にする。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 を甲とし、賃借人 借賃 良太 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標 記

(I) 賃貸借の目的物

所在地	大阪府堺市南区野々井872-1		
住居表示	岡 上		
家屋番号	872-1	建物種類	
建物名称		住戸番号	
構 造	軽量鉄骨造 スレート葺 平屋建連棟ガレージの一部		
	（共同建 一戸建 長屋建 その他 ）		
床 面 積	約33.00㎡（約10坪）		
施 工 仕 様	内外装仕様現状渡し。但し、給排水下水及びトイレ改修は甲の負担。		
付 属 設 備	給排水設備・空調設備・蛍光灯照明・換気扇・トイレ		
付 属 施 設	隣接地に普通乗用車4台・軽自動車1台の駐車場。		
付 記 事 項			

*記入例→施工仕様……内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工等
 付属設備……給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、○○○機械設備一式等
 付属施設……駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園等

建物賃貸借契約書（事業用）

(1)

(2) 賃貸借契約期間

始期	平成27年 6月 1日より	1年	月間とする
終期	平成28年 5月 31日まで		

(3) 賃料、共益費

金	額	支払い方法	振込による場合
賃料	70,000円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 預金 口座番号 宛先名義人 印
共益費	円		

(4) 保証金

保証金	円	解約時控除金	円
-----	---	--------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 氏名	印
管理人 (社名・代表者)	住所 氏名	印

(6) 入居者

氏名	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位(代表者、所長、管理責任者、社員等)
借費 良太		堺市市議会議員	本人
事務員			1名
家族又は従業員、社員など			
本件建物内入居者(多人数の場合その他従業員)			
〇〇名等記入			
合計			
(2) 人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府堺市	氏名	年齢
	職		借主との関係	

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件(以下「本物件」という。)を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。

2 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸期間)

第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。

2 特別な事象が生じなく、解約の意思がない場合は、更新の手続きをしなくても自動的に本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充たされる。

3 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込により支払うものとする。

ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

4 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割計算する。

5 甲および乙は、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の増減に比較して賃料が不当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は誰やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他の本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、随時に対等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3 乙は、本契約期間内において、資料その他の債務と保証金を相殺することはできない。

4 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。
(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕業・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼさず、かつ、当該工事により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、耐負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または制約により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、耐負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新増設または模様替え
- (2) 電灯の新増設、移動、電線の引込架線、およびその他の設備の新増設、移転、変更等
- (3) 本物件の外側 (出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む) での両面、換気扇、その他の表示

2 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。
(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3 厨房設備、トイレ、冷暖房器具、給湯器、給排水設備、換気扇、給排水設備、付属機設備

等付属設備が、故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、乙の負担とする。

4 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

5 乙は、本物件および隣造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電線、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。
(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の随設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき
- (3) 籍配に記録した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を要借または滅失したとき
- (7) 出入口の扉を紛失したとき若しくは取り替えるとき

(許可が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型冷蔵庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
- (2) 第5条 (本物件内の造作等) または第6条 (設備・造作等の変更) に該当する行為をしようとするとき

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
- (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に登記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させまたは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保安、衛生、防犯、防火、防煙その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 前3項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の賃料等の支払義務
- (2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第1条の使用目的に違反したとき

(6)

(2) 第11条(許可が必要な事項)のいずれか一に違反したとき

(3) 第12条(禁止事項)のいずれか一に違反したとき

(4) 第13条(第三者同居の禁止)の規定に違反したとき

(5) 反社会的集団(暴力団、過激な集団等)の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき

(6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

(契約の終了)

第16条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の取用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の__ヵ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の__ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の物件について、甲にその買取りを請求することはできない。

3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金額請求をすることはできない。

4 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第19条 保証連帯保証人は、本契約に基づくこの一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

(7)

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付するものとする。

(雑 則)

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消 費 税)

第21条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損益金について、消費税としてそれらの5%相当額を負担するものとする。

なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に属記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(保 証 事 項)

第22条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特 約 条 項)

第23条 下配条項のとおりとする。

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 27 年 5 月 1 日

甲（貸借人） 住所 大阪府堺市

氏名

乙（貸借人） 住所 大阪府堺市

氏名 筒井 泉 太

連帯保証人 住所 大阪府堺市

氏名

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府 知事(7)第331.333号
事務所所在地 大阪府堺市西区上529番地
商号(名称) 株式会社 セイコーホーム
代表者氏名 代表取締役 田中 真子
宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪)第
氏名

媒介業者

シェアプリースお申込みの内容(控)

★お借様が申込みになる会社名
 借入人(乙)
 シェアプリアイナンス株式会社
 〒45-622 大塚市月形町東部2番22号

所在地・社名・代表者名
 住所フリガナ 072-284-2000
 〒590-0114 堺市南区野々井872-1
 代表者名 列ガナ
 しぎ良太事務所
 代表者フリガナ 三ツバ YUYUKA
 信貴 良太

区分
 借入事業主(男・女) 個人事業主
 フリガナ 列ガナ 信貴 良太

代表者
 1. 自己所有 2. 借財所有 3. 社宅・倉庫 4. 借家
 5. 同居マンション 6. 公団・公舎 7. アパート 居住

借入期間
 借入期間 借入金額
 借入期間 借入金額
 借入期間 借入金額

お名前 一住所
 借入者フリガナ
 借入者フリガナ
 借入者フリガナ

お名前 一住所
 借入者フリガナ
 借入者フリガナ
 借入者フリガナ

借入者フリガナ
 借入者フリガナ
 借入者フリガナ

借入者フリガナ
 借入者フリガナ
 借入者フリガナ

借入者フリガナ
 借入者フリガナ
 借入者フリガナ

① 申込書(お借様用)
 1 新規 2 借種変更 3 増設
 借種変更の場合、旧契約番号
 申込年月日 平成 年 月 日
 申込金額 円

商品名	メーカー名	機種名	台数
リース物件	シャープ	ACDC	1
1			
2			
3			
4			
5			
6			

リース開始日・リース期間日は後日通知致します
 リース料は支払明細書にてご通知申し上げます
 9. 口座振替の場合、必ずお支払日の3日前ま
 でにご利用の現金口座にこの金額を預けてください
 の場合、振込手数料はお借様ご負担となります。

リース期間	リース料	消費税	合計
1ヶ月	15,000	1,500	16,500
2ヶ月	30,000	3,000	33,000
3ヶ月	45,000	4,500	49,500
4ヶ月	60,000	6,000	66,000
5ヶ月	75,000	7,500	82,500
6ヶ月	90,000	9,000	99,000
7ヶ月	105,000	10,500	115,500
8ヶ月	120,000	12,000	132,000
9ヶ月	135,000	13,500	148,500
10ヶ月	150,000	15,000	165,000
11ヶ月	165,000	16,500	181,500
12ヶ月	180,000	18,000	198,000

リース料(年額) 年間リース料×1/10相当額
 リース料はリース開始日のお支払となり、所定の滞り等が
 付加されます。リース終了日の翌日からリース開始となり

リース期間	リース料	消費税	合計
1ヶ月	1,500	150	1,650
2ヶ月	3,000	300	3,300
3ヶ月	4,500	450	4,950
4ヶ月	6,000	600	6,600
5ヶ月	7,500	750	8,250
6ヶ月	9,000	900	9,900
7ヶ月	10,500	1,050	11,550
8ヶ月	12,000	1,200	13,200
9ヶ月	13,500	1,350	14,850
10ヶ月	15,000	1,500	16,500
11ヶ月	16,500	1,650	18,150
12ヶ月	18,000	1,800	19,800

取次店 (商品についてのお問い合わせ)
 堺市中央区深井北町3275番
 株式会社 阪南ビジネスマン
 TEL 072-277-0855

保守会社 (保守にまつてのお問い合わせ)
 〒595-0011 大阪府守口市南堀江2-22-10
 シェアプリアイナンス株式会社 大阪支店
 TEL 06-625-0280 FAX 06-625-4021